



熊本県公報

第12689号

平成30年1月19日(金)

(毎週 火・金発行)

目 次

告 示

- 造成宅地防災区域の指定…………… (建築課) 1
- 喀痰吸引等業務に関する登録特定行為事業者の登録辞退…………… (高齢者支援課) 1
- 住宅確保要配慮者居住支援法人の指定…………… (住宅課) 2
- 道路の区域変更…………… (道路保全課) 2
- 道路の区域変更…………… (") 2
- 道路の区域変更…………… (") 3
- 道路の区域変更…………… (") 3
- 道路の区域変更…………… (") 3
- 道路の供用開始…………… (") 3
- 道路の供用開始…………… (") 4
- 急傾斜地崩壊危険区域の指定…………… (砂防課) 4
- 急傾斜地崩壊危険区域の指定…………… (") 4
- 個人県民税の控除対象寄附金の指定…………… (税務課) 5
- 定数漁業の許可申請期間…………… (水産振興課) 5

公 告

- 都市計画法による開発行為に関する工事の完了…………… (建築課) 6
- 建設業法第29条第1項に基づく監督処分…………… (監理課) 6
- 球磨川地域森林計画の樹立…………… (森林整備課) 6
- 白川・菊池川地域森林計画の変更…………… (") 6
- 緑川地域森林計画の変更…………… (") 7
- 天草地域森林計画の変更…………… (") 7
- 土地改良区役員の退任及び就任…………… (農村計画課) 7
- 都市計画法による開発行為に関する工事の完了…………… (建築課) 7
- 農用地利用配分計画の認可申請…………… (農地・担い手支援課) 7

登 載 依 頼

- 平成29年度第4回熊本地域保健医療推進協議会救急医療専門部会の
会議の開催…………… (熊本地域保健医療推進協議会救急医療専門部会) 8
- 平成29年度芦北地域保健医療推進協議会救急医療専門部会の会議の
開催…………… (芦北地域保健医療推進協議会救急医療専門部会) 9
- 平成25年熊本県公安委員会告示第16号及び同17号の一部改正…………… (公安委員会) 9
- 指定講習機関の所在地変更…………… (") 9
- 運転免許取得者教育認定を受けた自動車教習所の所在地変更…………… (") 10

告 示

熊本県告示第39号

宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）第20条第1項の規定により造成宅地防災区域を次のとおり指定するので、同条第3項の規定により公示する。

平成30年1月19日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

門出地区（その1）造成宅地防災区域

阿蘇郡西原村大字河原字門出629番4、740番5、742番1、742番2、743番、743番地先の水の一部（次の図に示す部分に限る。）

（「次の図」は、省略し、その図面を熊本県土木部建築住宅局建築課及び西原村役場に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第40号

社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）附則第20条第2項の規定において準用する同法第48条の6第2項の規定により登録特定行為事業者から登録の辞退

の届出があったので、同法附則第20条第2項において準用する同法第48条の8の規定により次のとおり公示する。

平成30年1月19日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称 及び住所	事業所の名称 及び所在地	登録番号	辞退年月日	サービスの 種類
株式会社愛仁福 社 熊本市中央区大 江2丁目14番 15号	きらく苑 熊本市中央区出 水7丁目26番 地1	431100192	平成29年4 月30日	地域密着型 通所介護

熊本県告示第41号

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号）第40条第1項の規定により住宅確保要配慮者居住支援法人を指定したので、同法第41条第1項の規定により次のとおり公示する。

平成30年1月19日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 住宅確保要配慮者居住支援法人の名称及び住所
社会福祉法人肥後自活団
熊本市東区渡鹿八丁目16番46号
- 支援業務を行う事務所の所在地
熊本市東区渡鹿八丁目16番46号

熊本県告示第42号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成30年1月19日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成30年1月19日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
主要地方道	熊本玉名 線	玉名市天水町小天字柳林 3924番4地先から 玉名市天水町小天字浜天神 7196番1地先まで	前	14.4 ～ 60.6	296.0	旧道移 管（玉 名市へ 移管）
				4.0 ～ 20.0	454.0	
			後	14.4 ～ 27.2	296.0	

- 区域を変更する期日 平成30年1月19日

熊本県告示第43号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成30年1月19日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成30年1月19日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般国道	443号	上益城郡益城町大字寺迫字迫久保 132番1地先から 同所 133番地先まで	前	20.8 ～ 22.9	31.9	災害復旧
			後	31.3 ～ 45.5	31.9	

2 区域を変更する期日 平成30年1月19日

熊本県告示第44号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成30年1月19日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成30年1月19日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般県道	六嘉秋津新町線	上益城郡嘉島町大字上六嘉字丸池 162番1地先から 同所 157番2地先まで	前	15.2 ～ 16.5	54.0	災害復旧
			後	16.6 ～ 17.7	54.0	

2 区域を変更する期日 平成30年1月19日

熊本県告示第45号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成30年1月19日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成30年1月19日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般県道	都呂呂宮地岳線	天草郡苓北町都呂々字神ノ原 3706番5地先から 同所 3706番3地先まで	前	15.5 ～ 35.0	94.8	道路区域からの除外
			後	10.3 ～ 16.5	94.8	

2 区域を変更する期日 平成30年1月19日

熊本県告示第46号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成30年1月19日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成30年1月19日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
一般県道	水俣出水線	水俣市大字長崎字河端 787番9地先から 同所 787番10地先まで	119.1	防安交 (改築)

2 供用を開始する期日 平成30年1月19日

熊本県告示第47号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成30年1月19日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成30年1月19日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
一般国道	445号	上益城郡御船町大字七滝字土高野 1818番1地先から 同所 1819番1地先まで	26.2	災害復旧

2 供用を開始する期日 平成30年1月19日

熊本県告示第48号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により急傾斜地崩壊危険区域を次のとおり指定するので、同条第3項の規定により公示する。

平成30年1月19日

熊本県知事 蒲島郁夫

関田A地区急傾斜地崩壊危険区域

次に掲げる土地に存する標柱1号から標柱13号までを順次結んだ線及び標柱1号と標柱13号を結んだ線に囲まれた土地の区域

標柱番号	市町村	大字・字	番地
1	南小国町	赤馬場字巡り浏	1041
2	〃	〃	1041
3	〃	〃	1041
4	〃	〃	1041
5	小国町	宮原字関田ノ上	2170-1
6	〃	〃	2172
7	〃	〃	2172
8	〃	〃	2180-3
9	〃	〃	2182
10	〃	〃	2182
11	〃	〃	2162-3
12	〃	〃	2162-2
13	〃	〃	2162-3

熊本県告示第49号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により急傾斜地崩壊危険区域を次のとおり指定するので、同条第3項の規定により公示する。

平成30年1月19日

熊本県知事 蒲島郁夫

下鳥小塚地区急傾斜地崩壊危険区域

次に掲げる土地に存する標柱1号から標柱32号までを順次結んだ線及び標柱1号と標柱32号を結んだ線に囲まれた土地の区域

標柱番号	市町村	大字・字	番 地
1	南阿蘇村	河陽字南小倉山	4 3 7 4 - 1
2	〃	河陽字下鳥小塚	4 7 4 6 - 1 地先河川敷
3	〃	〃	4 7 4 6 - 1 地先河川敷
4	〃	〃	4 7 4 6 - 1
5	〃	〃	4 7 4 6 - 1
6	〃	〃	4 7 4 6 - 1 地先河川敷
7	〃	〃	4 7 4 6 - 1
8	〃	〃	4 7 4 6 - 1
9	〃	〃	4 7 4 6 - 1
1 0	〃	〃	4 7 4 6 - 1
1 1	〃	〃	4 7 4 6 - 1 地先河川敷
1 2	〃	〃	4 7 4 6 - 1 地先河川敷
1 3	〃	〃	4 7 4 6 - 1 地先河川敷
1 4	〃	〃	4 7 4 6 - 1 地先河川敷
1 5	〃	〃	4 7 4 6 - 1
1 6	〃	〃	4 7 4 6 - 1
1 7	〃	〃	4 7 4 6 - 1
1 8	〃	〃	4 7 4 6 - 1
1 9	〃	〃	4 7 4 6 - 5 9
2 0	〃	〃	4 7 4 6 - 5 8
2 1	〃	〃	4 7 4 6 - 5 5
2 2	〃	〃	4 7 4 6 - 5 3
2 3	〃	〃	4 7 4 6 - 1 4
2 4	〃	〃	4 7 4 6 - 1 2
2 5	〃	〃	4 7 4 6 - 1 0
2 6	〃	〃	4 7 4 6 - 7
2 7	〃	〃	4 7 4 6 - 5
2 8	〃	〃	4 7 4 6 - 1
2 9	〃	〃	4 7 4 6 - 1
3 0	〃	〃	4 7 4 6 - 1
3 1	〃	〃	4 7 4 6 - 1
3 2	〃	河陽字南小倉山	4 3 7 4 - 1

熊本県告示第50号

熊本県税条例（昭和29年熊本県条例第28号）第30条第4号の規定により次の寄附金を個人県民税寄附金税額控除対象の寄附金として指定したので、熊本県税条例施行規則（昭和30年熊本県規則第4号）第19条の3の5第5項の規定により告示する。

平成30年1月19日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 指定年月日 平成30年1月12日
- 2 控除対象寄附金の名称 学校法人白百合学園に対する寄附金
- 3 控除対象寄附金に係る寄附金募集者（以下「被指定募集者」という。）の名称 学校法人白百合学園
- 4 被指定募集者の代表者の氏名 理事長 式井 久美子
- 5 被指定募集者の主たる事務所の所在地 東京都千代田区九段北二丁目4-1
- 6 控除対象寄附金の指定の有効期間 平成30年1月1日から平成34年12月31日まで

熊本県告示第51号

熊本県漁業調整規則（昭和40年熊本県規則第18号の2）第8条第2項に規定する知事が定める期間を次のとおり定めたので、同条第3項の規定により公示する。

平成30年1月19日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 許可をする漁業名称、漁業種類及び操業区域

漁 業 名 称	漁 業 種 類	操 業 区 域
流し網漁業	中目流し網漁業	不知火海
固定式刺し網漁業	かに網漁業	不知火海

- 2 申請期間
平成30年1月19日から平成30年1月25日まで

公 告

熊本県公告第38号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

平成30年1月19日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
菊池郡大津町大字新字村下141番7、同141番8、同146番5、同147番5、同147番7、同147番8、同148番1、同148番4、同148番5、同148番6、同148番7並びに里道及び水路の一部
8,086.88平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
菊池郡菊陽町大字津久礼76番地3
株式会社ジョイント
菊池郡大津町大字新236番地
岩下 幸一

熊本県公告第39号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定による処分を行ったので同法第29条の5第1項の規定により、次のとおり公告する。

平成30年1月19日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 処分をした年月日
平成30年1月9日
- 2 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名並びに許可番号
有限会社山村商事
熊本県八代市植柳新町1-8-15
代表取締役 堀端紀恵
熊本県知事許可（般-26）第15742号
- 3 処分の内容
建設業法第29条第1項の規定による建設業者の許可の取消し
- 4 処分の原因となった事実
建設業法第5条第3号に規定する役員等に該当する有限会社山村商事の株主は、覚せい剤取締法（昭和26年法律第252号）第19条の規定に違反したことにより同法第41条の2第1項及び同法第41条の3第1項1号の規定により平成28年6月23日に懲役1年6月執行猶予3年の判決を言い渡され、その判決が同年7月8日に確定した。このことが建設業法第29条第1項第2号に該当するため。

熊本県公告第40号

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第1項の規定により球磨川地域森林計画をたてたので、同法第6条第7項の規定による公表を次のとおり行う。

平成30年1月19日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 公表する書類 球磨川地域森林計画書
- 2 公表の開始時期 平成30年1月19日から
- 3 公表場所 熊本県農林水産部森林局森林整備課、熊本県県南広域本部農林水産部林務課、熊本県県南広域本部芦北地域振興局農林部林務課及び熊本県県南広域本部球磨地域振興局農林部林務課

熊本県公告第41号

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第5項の規定により白川・菊池川地域森林計画を変更したので、同法第6条第7項の規定による公表を次のとおり行う。

平成30年1月19日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 公表する書類 白川・菊池川地域森林計画変更計画書
- 2 公表の開始時期 平成30年1月19日から
- 3 公表場所 熊本県農林水産部森林局森林整備課、熊本県県央広域本部上益城地域振興局農林部林務課、熊本県県北広域本部農林水産部林務課、熊本県県北広域本部玉名地域振興局農林部林務課、熊本県県北広域本部鹿本地域振興局農林部林務課及び熊本県県北広域本部阿蘇地域振興局農林部林務課

熊本県公告第42号

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第5項の規定により緑川地域森林計画を変更したので、同法第6条第7項の規定による公表を次のとおり行う。

平成30年1月19日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 公表する書類 緑川地域森林計画変更計画書
- 2 公表の開始時期 平成30年1月19日から
- 3 公表場所 熊本県農林水産部森林局森林整備課、熊本県県央広域本部宇城地域振興局農林部林務課及び熊本県県央広域本部上益城地域振興局農林部林務課

熊本県公告第43号

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第5項の規定により天草地域森林計画を変更したので、同法第6条第7項の規定による公表を次のとおり行う。

平成30年1月19日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 公表する書類 天草地域森林計画変更計画書
- 2 公表の開始時期 平成30年1月19日から
- 3 公表場所 熊本県農林水産部森林局森林整備課及び熊本県天草広域本部農林水産部林務課

熊本県公告第44号

阿蘇郡南阿蘇村に事務所を置く白水村土地改良区の役員が次のとおり退任及び就任した旨の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により公告する。

平成30年1月19日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

役職名	氏 名	住 所
退任		
理事	佐竹 和也	阿蘇郡南阿蘇村大字中松2680番地
理事	長崎 興正	阿蘇郡南阿蘇村大字中松2950番地
理事	岩代 一宏	阿蘇郡南阿蘇村大字中松169番地
理事	岩下 友春	阿蘇郡南阿蘇村大字吉田1091番地2
理事	桐原 鶴夫	阿蘇郡南阿蘇村大字白川423番地
理事	河内 健雄	阿蘇郡南阿蘇村大字両併131番地1
監事	田所 則一	阿蘇郡南阿蘇村大字中松2923番地
監事	藤本 稔	阿蘇郡南阿蘇村大字白川2105番地5
就任		
理事	佐竹 和也	阿蘇郡南阿蘇村大字中松2680番地
理事	長崎 興正	阿蘇郡南阿蘇村大字中松2950番地
理事	中村 光憲	阿蘇郡南阿蘇村大字一関932番地5
理事	岩下 友春	阿蘇郡南阿蘇村大字吉田1091番地2
理事	後藤 義文	阿蘇郡南阿蘇村大字白川2174番地
理事	河内 健雄	阿蘇郡南阿蘇村大字両併131番地1
監事	岩代 一宏	阿蘇郡南阿蘇村大字中松169番地
監事	藤本 稔	阿蘇郡南阿蘇村大字白川2105番地5

熊本県公告第45号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

平成30年1月19日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
合志市御代志字赤松1675番1
476.36平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
福岡市城南区茶山4丁目14番15-203号
渡辺 裕之

熊本県公告第46号

次のとおり農地中間管理機構から農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の農用地利用配分計画の認可の申請があったので、同条第

3項の規定により公告する。

当該農用地利用配分計画は、平成30年1月19日から同年2月1日までの間、熊本県農林水産部生産経営局農地・担い手支援課において公衆の縦覧に供する。

平成30年1月19日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
東 悟	人吉市下漆田町	人吉市下漆田町字宮ノ前3065番ほか4筆
東 悟	人吉市下漆田町	人吉市東漆田町字中園2251番
上村 伸也	人吉市上漆田町	人吉市下漆田町字東前田3159番ほか3筆
上村 伸也	人吉市上漆田町	人吉市上漆田町字石原4321番1ほか1筆
東 光昭	人吉市上漆田町	人吉市東漆田町字栗ノ丸2382番ほか3筆
東 光昭	人吉市上漆田町	人吉市東漆田町字栗ノ丸2376番ほか2筆
東 一善	人吉市下漆田町	人吉市下漆田町字開2683番ほか2筆
東 和久	人吉市下漆田町	人吉市下漆田町字西前田3011番1ほか8筆
東 正守	人吉市下漆田町	人吉市東漆田町字栗ノ丸2407番
杉下 政一	人吉市上漆田町	人吉市上漆田町字千寿万歳3644番1ほか1筆
杉下 政一	人吉市上漆田町	人吉市上漆田町字井手ノ口3555番
上村 富士夫	人吉市上漆田町	人吉市下漆田町字宮ノ前3082番ほか2筆
加賀 徹	球磨郡山江村山田乙	人吉市鬼木町字三反田1124番1ほか8筆
農事組合法人戸越原野組合	人吉市下戸越町	人吉市下戸越町字浜ノ尻76番1ほか3筆

2 申請年月日

平成30年1月10日

登載依頼

熊本地域保健医療推進協議会救急医療専門部会公告第2号

平成29年度第4回熊本地域保健医療推進協議会救急医療専門部会の会議を、次のとおり開催する。

なお、当該会議の傍聴手続は、次のとおり。

平成30年1月19日

熊本地域保健医療推進協議会救急医療専門部会長

1 開催日時

平成30年1月31日（水）午後2時から午後4時まで

2 開催場所

熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
熊本県庁行政棟本館5階 審議会室

3 議題

(1) 協議事項

ア 救急告示医療機関の認定

イ 平成30年度病院群輪番制の実施

ウ 第7次熊本・上益城地域保健医療計画案（救急医療）、第7次宇城地域保健医療計画案（救急医療）

(2) 報告事項

ア 各消防本部（局）の救急活動状況

イ 熊本地震後の熊本中央医療圏における救急搬送状況調査結果

ウ 県の広報対策

- 4 傍聴者の定員
10人
- 5 傍聴手続
(1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において受付のうえ、事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができる。
(2) 傍聴手続は、先着順で行い、定員になり次第終了する。
- 6 問い合わせ先
熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
熊本地域保健医療推進協議会救急医療専門部会事務局
(熊本県健康福祉部健康局医療政策課)
(電話096-333-2246)

芦北地域保健医療推進協議会救急医療専門部会公告第1号

平成29年度芦北地域保健医療推進協議会救急医療専門部会の会議を、次のとおり開催する。

なお、当該会議の傍聴手続は、次のとおりとする。

平成30年1月19日

芦北地域保健医療推進協議会救急医療専門部会長

- 1 開催日時
平成30年2月9日(金)午後3時から午後5時まで
- 2 開催場所
熊本県水俣市八幡町二丁目2番13号
熊本県水俣保健所 2階 会議室
- 3 議題
(1) 管内の救急活動概況について
(2) 健康危機管理に関する取組状況について
(3) 水俣芦北地域における災害医療提供体制について
(4) 第7次芦北地域保健医療計画案(救急医療、災害医療)について
(5) その他
- 4 傍聴者の定員
10人
- 5 傍聴手続
(1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において受付の上、事務局の指示に従い、会場に入ることができる。
(2) 傍聴の手続は、先着順に行い、定員になり次第終了する。
- 6 問い合わせ先
熊本県水俣市八幡町2丁目2番13号
熊本県芦北地域保健医療推進協議会救急医療専門部会事務局
(熊本県水俣保健所総務企画課)
(電話0966-63-4104)

熊本県公安委員会告示第1号

平成25年11月22日熊本県公安委員会告示第16号(熊本県道路交通規則第41条第3項の規定に基づく講習を行う場所、期日及び受付時間)及び平成25年11月22日熊本県公安委員会告示第17号(熊本県道路交通規則第42条の2第1項第4号に規定する講習を行う場所、期日及び受付時間)の一部を次のとおり改正し、平成30年1月19日から施行する。

平成30年1月19日

熊本県公安委員会委員長 高木 絹子

次に掲げる告示の規定中「荒尾市万田947番地1」を「荒尾市万田946番地1」に改める。

- 1 平成25年11月22日熊本県公安委員会告示第16号(熊本県道路交通規則第41条第3項の規定に基づく講習を行う場所、期日及び受付時間)
- 2 平成25年11月22日熊本県公安委員会告示第17号(熊本県道路交通規則第42条の2第1項第4号に規定する講習を行う場所、期日及び受付時間)

熊本県公安委員会告示第2号

指定講習機関に関する規則(平成2年国家公安委員会規則第1号)第4条第1項の規定により、指定講習機関から次のように変更の届出があったので、同条第2項の規定により告示する。

平成30年1月19日

熊本県公安委員会委員長 高木 絹子

名称、住所及び代表者の氏名	特定講習の業務を行う事務所の名称及び所在地	特定講習の種類	変更事項	変更後の内容	変更年月日
株式会社荒尾自動車学園 荒尾市万田947番地1 狩野 雅之	荒尾第二自動車学校 荒尾市万田947番地1	取消処分者講習 初心運転者講習	住所及び事務所の所在地	荒尾市万田946番地1	平成29年11月29日

熊本県公安委員会告示第3号

運転免許取得者教育の認定に関する規則（平成12年国家公安委員会規則第4号）第7条第1項の規定により、認定教育実施者から次のように変更の届出があったので、同条第2項の規定により告示する。

平成30年1月19日

熊本県公安委員会委員長 高木 絹子

名称、住所及び代表者の氏名	使用する施設の名称及び所在地	変更事項	変更後の内容	変更年月日
株式会社荒尾自動車学園 荒尾市万田947番地1 狩野 雅之	荒尾第二自動車学校 荒尾市万田947番地1	住所及び施設の所在地	荒尾市万田946番地1	平成29年11月29日